

海外におけるオープンアクセス化に関する政策 論議の展開(米国を中心に)

遠藤 悟 (東京工業大学 大学マネジメントセンター)

ホームページ: <http://homepage1.nifty.com/bicycletour/sci-index.htm>
(「米国の科学政策」で検索いただけます)

Eメール: endostr @ mb.infoweb.ne.jp

国立情報学研究所、国立大学図書館協会共催シンポジウム
「大学からの研究成果オープンアクセス化方針を考える」

2010年12月10日
東京大学 鉄門記念講堂

本日の講演内容について

- ・ 米国におけるオープンアクセス化について政策面から報告
- ・ オープンアクセス化論議を様々なステークホルダーの立場から紹介
- ・ 日本におけるオープンアクセス化について米国と比較しつつ幅広い面から検討

講演者について

- ・ 1981~2009: 日本学術振興会
- ・ 2000~: 米国の科学政策HP開設
- ・ 2009~: 東京工業大学

本日は、行政担当者(学振)、セルフ
リポジトリ(?)実践者(HP)、そして研究者
(東工大)として講演



I. 米国におけるオープンアクセス化に関する動き

1. 国立保健研究所(NIH)PubMedにおけるオープンアクセス
2. 政府機関以外におけるオープンアクセス化の流れ
3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き
4. 行政府におけるオープンアクセスに関する動き
5. 民間及び他国におけるオープンアクセスモデル
6. オープンアクセス化における論点

II. 日本における学術研究活動の特徴とオープンアクセス化の意味

7. 研究者にとってのオープンアクセス化の意味
8. オープンアクセス化に関連した国の政策
9. 一般の人々のオープンアクセスに関する意見
10. オープンアクセス化に伴う、「起こるかも知れない」影響
11. ~ オープンアクセス化における日米の違い等

I. 米国におけるオープンアクセス化に関する動き

1. 国立保健研究所(NIH)PubMedにおけるオープンアクセス

(1) PubMed Centralにおける無料公開の開始

2004年 国立医学図書館(National Library of Medicine- NLM)のPubMed Central (PMC)において無料公開を開始、

NIHが支援を行った研究に基づく学術論文について、研究者から査読済み最終原稿の提出を受け、学術誌刊行後、6か月以内に公開

(2) その後の改定

2005年に学術誌出版から公開までの期間を12か月に改定

2008年統合歳出予算法(Consolidated Appropriation Act)において自発的に行うものとされていた論文の提出を義務的なものに改定

2008年統合歳出予算法(Consolidated Appropriation Act)

NIH所長は、NIHから資金提供を受けた全ての研究者に対し、最終版の査読済み原稿の電子版についてその(学術誌における)出版が決定次第、国立医学図書館PubMed Centralにおいて学術誌の公式な刊行日から12か月以内に公表されるものとして提出することを要請する。NIHは著作権法との整合性を保たせつつこれを実施することとする。

下院監督・政府改革委員会 情報政策・センサス・国立公文書館小委員会「連邦政府資金による研究へのパブリックアクセス」(2010年7月29日)におけるLipman NLMバイオテクノロジー情報センター長の証言によると、NIHの支援を受けた研究成果である200万件の論文がPMCに提出され、毎日約42万人の利用者が74万の論文にアクセスしている。

2. 政府機関以外におけるオープンアクセス化の流れ

- (1) 2000年 Public Library of Science (PLoS) 創設
- (2) 2000年 BioMed Central運用開始
- (3) 2001年 BioMed Centralが500ドルの著者負担徴収
- (4) 2001年 Howard Hughes Medical Institute (HHMI)が著者負担に同意
- (5) 2003年 PLoS 著者負担1500ドルのPLoS Biologyを刊行
- (6) 2006年 PLoS著者負担額最高額を2500ドルに増加。PLoS ONEを開始
- (7) 2007年 HHMI論文への無料アクセスまでの期間を6か月とする
- (8) 2008年 BioMed Central、Springer社へ譲渡
- (9) 2008年 ハーバード大学文理学部教員が大学のリポジトリで無料公開に合意
Prof. Shieber: the goal is to make it easier for publishers to convert journals to open access
- (10) 2009年 ハーバード大学他が著者負担費用のための基金を創設

(Science vol.329 pp896-898及び各機関のホームページにより作成)

3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き (1) アメリカCOMPETES法

2007年8月9日に成立。競争力強化法として、米国の科学技術イノベーションにかかると様々な活動について規定

タイトルVII-国立科学財団(NATIONAL SCIENCE FOUNDATION)

セクション7010. 研究成果の公表(Reporting of research results)

国立科学財団は、資金提供を受けたプロジェクトの最終報告書および発表された最終研究報告書及び研究論文の引用の全部または一部を速やかに財団のウェブサイトにおいて公表すべきと規定。

3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き (2) 研究成果における公正な著作権法案

「研究成果における公正な著作権法案(Fair Copyright in Research Works Act)」

2008年9月9日に下院法務委員会(Committee on Judiciary)に提出

連邦政府機関が、その研究資金配分の際の合意内容に関し、現存する研究活動における著者の特定の包括的権利について、連邦政府にライセンスの移転を要求し、あるいはその放棄を要求したりすることを禁止することを目的としている。(著作権保護の観点から政府によるオープンアクセス化に抗する内容)

なお、この法案は審議未了のまま会期が終了している。

3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き 2009年連邦政府研究パブリックアクセス法案

(1) 法案の提出

2009年6月25日に上院国土安全保障及び政府案件委員会に「2009年連邦政府研究パブリックアクセス法案として提出。また、下院においては2010年4月15日に同名の法案が下院監督・政府改革委員会に提出。

(2) 目的

連邦政府機関が、連邦政府機関被雇用者により実施された研究および連邦政府機関により配分された資金により実施された研究に関するパブリックアクセスポリシーを開発すること

(3) 対象連邦政府機関

外部研究支出が1億ドルを超える各連邦政府機関

(4) 対象となる論文

学術誌に掲載が決定された査読論文(電子版)。論文の版は著者による最終原稿とするが、学術誌の出版者が同意した場合には学術誌に掲載された版とする。

3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き 41人のノーベル賞受賞者から議会に提出された公開書簡

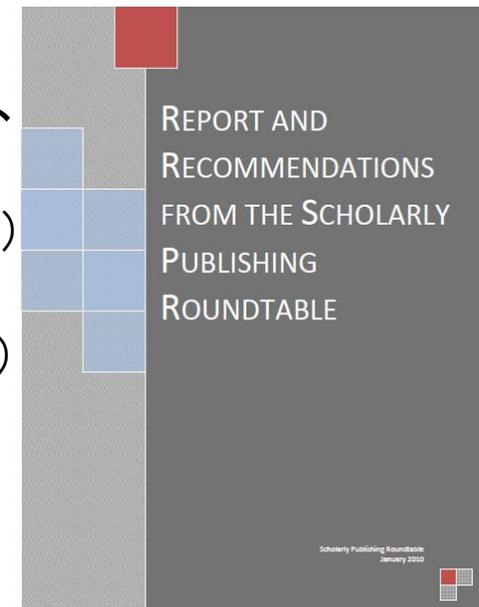
2009年11月6日付けで、ノーベル賞受賞者41人(化学賞16人、医学生理学賞21人、物理学賞4人)が、「連邦政府研究パブリックアクセス法案」に関して議会に対して公開書簡を提出

「研究成果の幅広い流通は知識の発展の基盤である」にもかかわらず「しばしば研究成果は研究者、科学者、あるいは一般の人々において入手することができない」として、「議会は全ての潜在的利用者が査読を経た連邦政府による研究により得られた知見をインターネットにおいて無料で適切な時期にアクセスが可能となるようすることができ、また、そうしなければならない」とする
(「Alliance for Taxpayer」ホームページ上で公開された内容による)

3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き 下院科学技術委員会による学術出版ラウンドテーブル報告書(1)

2009年6月、下院科学技術委員会は大統領府科学技術政策室(OSTP)と協力し、学術出版に関する現状と連邦政府機関から資金が提供された研究の成果として学術誌に掲載された論文へのパブリックアクセスの拡大に関する課題に関する提言について検討を行うため、「学術出版ラウンドテーブル(Scholarly Publishing Roundtable)」を設置。2010年1月に報告書が提出された。

ラウンドテーブルのメンバーは、
John Vaughn 米国大学協会(AAU)副会長を座長として、
大学関係(図書館関係の肩書きなし)： 5人
(大学の理事3名、情報学・図書館学研究者2名)
大学図書館関係： 4人
民間営利出版者： 1人 (Elsevier)
学協会： 2人
著者負担出版者： 1人 (PLoS)
の計15人
(報告書に記載されたメンバーの肩書きにより分類)



3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き 下院科学技術委員会による学術出版ラウンドテーブル報告書(2)

共有された原則

- (1) 査読は高い質と編集上の公正性を維持する点において引き続き重要な役割を果たさなければならない。
- (2) 企業活動の発展を持続させるために適用可能なビジネスモデルが必要である。
- (3) 学術・科学出版はより幅広い人々と研究者コミュニティに対しよりよい機能性を持った幅広いアクセス可能性を持たせることができ、また持たせるべきである。
- (4) 持続的なアーカイブ化と保存は信頼性の高い出版手順のための基本的な補完物である。
- (5) 研究の成果は創造的な再利用とそれらが置かれたサイトの間での相互運用を最大化する方法で出版され、また維持されるべきである。

3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き 下院科学技術委員会による学術出版ラウンドテーブル報告書(3)

中心的提言: 連邦政府研究資金配分機関はその資金による研究の成果について、査読誌において出版され次第速やかに無料で一般の人々に対するアクセスを提供することに関する明白なパブリックアクセスポリシーの構築・実施

- (1) 連邦政府機関・科学技術政策室(OSTP)とは、全てのステークホルダーとの間で協議を行うべき
- (2) 出版とパブリックアクセスとの間に個々の公開差し控え期間を設定すべき
(公開差し控え期間は、出版と同時～12か月の間が適当だが、より長期の場合も想定される)
- (3) ポリシーは相互運用能力を高めるニーズに応えるべき
- (4) 版(version)に関する「記録のヴァージョン(version of record- VoR)」が付されるべき
- (5) 非政府のステークホルダーとの間で自発的協力を通じた連邦政府機関のパブリックアクセスポリシーの適用範囲を広げるべき
- (6) 学術出版物の研究及び教育面におけるイノベーションを促進させるものであるべき
- (7) 長期的デジタル保存の課題を解決する必要性に対応するものであるべき
- (8) OSTPはパブリックアクセス諮問委員会を設置すべき

3. 立法府におけるオープンアクセスに関する動き 公聴会における証言

I. 下院法務委員会 法廷・インターネット・知的財産小委員会 「研究成果における公正な著作権法案(H.R. 6845)」(2008年9月1日): NIH、SPARC、研究者(法学)、学協会の4者から意見を聴取

Dr. Elias A. Zerouni
Director, National Institutes of Health
Bethesda, MD 政府機関

Dr. Martin Frank
Executive Director
American Physiological Society
Bethesda, MD 学協会

Hon. Ralph Oman
Pavel Professorial Lecturer in Intellectual Property Law Fellow
Creative and Innovative Economy Center
The George Washington University Law School 法律学者
Washington, DC

Heather Dalterio Joseph
Executive Director, Scholarly Publishing and Academic Resources
Coalition, Washington, DC SPARC

II. 下院監督・政府改革委員会 情報政策・センサス・国立公文書館小委員会「連邦政府資金による研究へのパブリックアクセス」(2010年7月29日): 様々なステークホルダーから意見を聴取

Panel I

Mr. Allan Adler 出版者
Vice President, Government Affairs
Association of American Publishers

Dr. Steven Breckler 学協会
Executive Director for Science
American Psychological Association

Professor Ralph Oman 法律学者
Pavel Professorial Lecturer in Intellectual Property Law Fellow
Creative and Innovative Economy Center
The George Washington University Law School

Panel II

Dr. Richard Roberts 企業
Chief Scientific Officer
New England Biolabs

Ms. Sharon Terry 企業
President/CEO
Genetic Alliance

Mr. Elliott Maxwell 経済界
Project Director, Digital Connections Council
Committee for Economic Development

Dr. Sophia Colamarino 患者団体
Vice President, Research
Autism Speaks

Dr. David Shulenburg 大学
Vice President, Academic Affairs
Association of Public and Land-Grant Universities

Ms. Catherine Nancarrow 図書館
Managing Editor
Public Library of Science Community Journals

Panel III

Dr. David Lipman 政府機関
Director, NCBI, NLM
National Institutes of Health

4. 行政府におけるオープンアクセスに関する動き 科学技術政策室(OSTP)による意見募集(1)

連邦政府は2009年12月～2010年1月にオープンアクセスポリシーに関するブログ及びメールを通して意見募集を実施。その意見募集項目は以下のとおり(ブログにおいてはより簡単な質問項目が示されている)

- (1) 著者、出版者、図書館、大学政府、連邦政府の役割
- (2) 最も望ましいパブリックアクセスポリシーの形
- (3) 公的資金による査読論文の現在の利用者、及び新たなパブリックアクセスポリシーの下での利用者
- (4) 査読論文に対するパブリックアクセス向上のための連邦政府の役割
- (5) コンプライアンス達成に必要な要素
- (6) 公開すべき版(著者の最終原稿か出版された版か)、及びそれぞれの利点と欠点
- (7) 出版後、公開されるまでの期間(差し控え期間)
- (8) 論文公表の方法(フォーマット、アーカイブ化、相互運用性など)
- (9) 連邦政府による国民一般に対する利便性の向上やその測定のための指標等

ブログには309件、メールでは200件の意見が寄せられた(講演者のカウント。設置者自身の投稿や技術的問い合わせを除く)。

4. 行政府におけるオープンアクセスに関する動き 科学技術政策室(OSTP)による意見募集(2)

OSTPに寄せられた意見の集計(講演者が肩書により判断)

オープンアクセス化に対する関心は、図書館関係者、学協会(学会誌刊行者)からの数が多い。また、営利学術出版社からの意見もその母集団に対する比率としては高いと推測される。

	図書館 関係者	リポジ トリ設 置者等	学協会 (学会誌 刊行者)	営利学 術出版 者	大学(図書 館除く)関 係者	その他	記載なし	計
ブログ	6件	4件	10件	1件	17件	13件	258件	309件
メール	52件	8件	57件	14件	26件	21件	22件	200件

寄せられた意見は、質問の性格から必ずしも単純に賛成または反対かを判定できるものではないが、講演者が読み取ったところでは、それぞれのステークホルダーの意見は、概ね次のようになる。

- ・ 図書館関係者： オープンアクセス化に強く賛成し、政府がその役割を果たすことを期待
- ・ 営利学術出版者： オープンアクセス化の意味は十分に認識し、協力する立場であるが、その義務化は、査読の質を低下させ、学術研究活動に弊害ももたらす可能性がある。
- ・ 学協会(学会誌刊行者)： オープンアクセス化に基本的に賛同するが、質の高い査読を可能とする運営基盤の確保が重要

4. 行政府におけるオープンアクセスに関する動き 科学技術政策室(OSTP)による意見募集(3)

メールによりOSTPに寄せられた意見の例(1)

- ・ SPARC (The Scholarly Publishing and Academic Resources Coalition)
公的資金による機密以外の科学研究成果は適切な時期に公開されることが人々の利益に適うものであるとしている。版については著者による最終原稿または著作権保有者の許可に基づき出版された版、差し控え期間については6か月としている。
- ・ IEEE
連邦政府資金による研究成果の論文の公開の原則を支持するが、論文の独創性の価値の保持と、非営利学術団体及び営利出版企業による査読、編集、出版、流通、アーカイブ化にかかる投資の見返りは保護されるべきであるとしている。版については複数の版が存在することがあってはならず、著者が選択の権限を有するべきとしている。差し控え期間は工学・科学分野は医学ほど緊急性がないとして、12か月あるいはそれ以上としている。リポジトリの開設者としては、政府が行うことは経済的意味は薄いと、現在の非営利や大学によるリポジトリの支援を提案している。
- ・ (英国)生物学会(Society of Biology)
学会による査読は研究アウトカムの質の保持に極めて重要であり、いずれの論文の流通モデルも査読のための財政的健全性を損なってはならないとしている。また、著者が費用負担を行うモデルについても言及している。

4. 行政府におけるオープンアクセスに関する動き 科学技術政策室(OSTP)による意見募集(4)

メールによりOSTPに寄せられた意見の例(2)

- BioMed Central
商業的オープンアクセス出版者として、著者が(研究グラント等を原資として)資金を負担する高いインパクトファクターを持つ学術誌を刊行するビジネスモデルが可能であるとしたうえで、政府による義務化を伴う短い差し控え期間での無料オープンアクセス化を支持している。
- American Institute of Biological Sciences
非営利の学協会として、「学術出版ラウンドテーブル報告書」について今後の検討の基盤とすべきものであるとしたうえで、統一的な施策は多くの研究コミュニティに対して学術出版活動を損壊させる恐れがあるとし、研究コミュニティの特性に応じた対応(例えば同じ国立科学財団の支援による研究でも物理学と社会科学は異なったオープンアクセスのポリシーがあるべきこと)を求めている。

ブログにおいては、個人として投稿されたものが多く、OSTPの質問項目に捕らわれない意見が多く寄せられているが、その内容は国民の税金によって行われた研究の成果は直接的に国民に還元されるべき(無料公開すべき)という視点に立つものが多く見られる。

5. 民間及び他国におけるオープンアクセスモデル

(1) PLoS (Public Library of Science)

世界の科学及び医学の学術論文を公開することを目的とする科学者、医学者によって構成された非営利組織。2000年にHarold Varmusらの呼びかけを起源とし、2003年に非営利の科学医学出版ヴェンチャーとなる。そのオープンアクセスモデルにおいては刊行直後に無料で公開し、また、Creative Commons Attribution Licenseのもとでの引用により再利用を可能としている。

資金については、Gordon and Betty Moore Foundationのスタートアップに加え、多くの民間財団、大学等から提供を受けている。査読等を含む出版費用の一部(\$1390~\$2900)は論文著者が負担。

(2) arXiv

コーネル大学図書館により運用されている物理学、数学、非線形科学、コンピューター科学、定量生物学、定量的金融・統計学の分野におけるオープンアクセスによる論文(e-prints)サービス。論文数は616,065件(2010年7月20日現在)。Creative Commonsでの利用。資金はコーネル大学及び支援機関からの拠出に拠る。また、国立科学財団はコーネル大学の情報科学研究開発支援を行っている。

(3) UK PubMed Central

英国Wellcome Trustが英国図書館と共同で開発している生物医学・生命科学分野の学術文献のデジタルアーカイヴで、ベータサイトが公開されている。

6. オープンアクセス化における論点(講演者によるまとめ)

(1) オープンアクセスに関する認識の共有

連邦政府より提供された資金(すなわち税金)により実施された研究の成果は国民に還元されるべきであるという認識は共有されている。

(2) 質の確保に関する論議

学術研究の質の維持・向上において査読が決定的に重要な意味を持つことは共通の認識となっているが、オープンアクセス化が質の高い査読を困難にするかという点においては、様々な意見が見られる。

(3) 学術研究活動組織の経営基盤に関する論議

営利学術出版企業は、上記(2)の質の確保のために強固な財政基盤を有することが必要であり、これに反するオープンアクセス化は不適切という意見が示されている。

一般的な学協会などの非営利機関においては学術誌出版後一定期間を経た後に無料で掲載論文を公開する場合も見られる。営利出版企業程の強い反対は見られないが、個々の学会や学術分野によっては財政基盤への影響について懸念する意見も示されている。また、これと関連して掲載差し控え期間の設定は大きな問題として捉えられている。

6. オープンアクセス化における論点(講演者によるまとめ)

(4) オープンアクセス化にかかる経費負担

民間においては出版時点から無料とするオープンアクセス化のビジネスモデル(費用は論文の著者などが負担)も見られ、大学側にもCompact for Open-Access Publishing Equityにより、これを進めようとする動きも見られる。

(5) 論文提出の義務化

国立保健研究所(NIH)のPubMed Central(PMC)への論文提出は2008年に義務化の方向が示されたが、必ずしも全ての論文が公開されるには至っていない。義務化については、そのコンプライアンスの問題とともに(9)掲載すべき論文の版の問題とも関係し、論点の一つとなっている。

(6) 対象とする連邦政府機関

国立保健研究所(NIH)における医学研究論文という国民の関心の高い分野にはじまった政府によるオープンアクセス化であるが、今後対象とする連邦政府機関をどの程度まで拡大するかも論点のひとつである。

(7) 著作権

政府による特に義務化を伴うオープンアクセス化と著作権法との関係については、問題とする見解も営利学術出版企業や著作権法の研究者などから示されている。

6. オープンアクセス化における論点(講演者によるまとめ)

(8) 掲載差し控え期間

学術誌出版時からオープンアクセス化までの時間は、研究者等の学術誌の購読のインセンティブに影響することから論議が行われている。一般的には当初から無料オープンアクセス化している学術誌を除き、6か月から12か月の範囲が実質的な論議の対象となるといえるが、上記(5)のように学術分野によってはより長い差し控え期間も想定される。また、連邦政府機関や学術分野を考慮せず全連邦政府機関に統一的な扱いとすべきという意見も見られる。

(9) 掲載すべき論文の版

オープンアクセスの対象とする版(ヴァージョン)については、査読を経た著者による最終的原稿か、最終的に学術誌に出版された版のいずれとするかという点も論議となっている。このことは著作権の問題や論文の質とも関係する問題である。

(10) 相互運用可能性、アーカイブ化等

民間部門においては既に高い機能性を持ったオープンアクセスのリポジトリを開設している者があることから、この優れた点を連邦政府のオープンアクセス化により損なわないようにすることや、連邦政府のものを含むリポジトリ間のリンクや相互運用性、さらに民間機関のリポジトリを含めデータの長期間にわたる信頼性の高い保存も論点となっている。

Ⅱ．日本における学術研究活動の特徴とオープン アクセス化の意味

7. 研究者にとってのオープンアクセス化の意味

科学技術政策研究所専門家ネットワークへのアンケート調査
(2010年7月実施。対象:科学技術専門調査員1893人、回収率40%)

文部科学時報
2010年9月号

- ・ 大半が電子ジャーナル化は論文を読むうえで便利(半数以上は非常に便利)と回答
- ・ 自身の研究分野の電子ジャーナル化が他に比べ進んでいると考える研究者(9割)の4分の3は今後ますます電子ジャーナル化が進むと回答
- ・ 4分の3が、論文のオープンアクセス論議に興味ありと回答

※ 米国においては、研究に重点を置かない(研究の財源が限られ、従って学術論文へのアクセスが限られた)多数の高等教育機関があり、それらの研究者の研究や、学生の教育にオープンアクセスは有効との意見が多く寄せられている。

日本において、(上記専門家ネットワークとは異なる)必ずしも研究に重点を置かない大学に属する研究者の意見が集約された例は承知していないが、多くの大学では、図書館の努力により論文は自由に閲覧できるものという意識が持たれてしまっているということも考えられる。

日本におけるオープンアクセス化推進政策

I. オープンアクセス化の努力

- (1) NII 学術情報流通基盤整備事業
- (2) JST J-Stage

II. 政府の手によるオープンアクセス化の事業

- ・ 米国のような法令によるオープンアクセスの義務化は政策として論議されていない。
- ・ 既に、科研費の研究成果をNIIの「KAKEN」データベースにより公開するなど政府は公開に努めてきた。また、競争的資金により論文投稿費等が負担可能。

III. 科学技術基本計画

(1) 第3期科学技術基本計画

研究情報基盤の整備：図書館の機能強化、論文のアーカイブ化等に加え、公的資金による研究成果論文の一定期間後のネット上の無償閲覧の期待

学協会活動促進：国際競争力強化として、論文の国際化、情報通信技術の利用等

(2) 第4期科学技術基本計画（科学技術に関する基本政策について（パブコメ募集文書））

研究情報基盤の整備：大学のリポジトリの構築等のオープンアクセス化・学協会の論文誌の電子化・図書館資料のオープンアクセス化、デジタル情報資源の整備・「知的インフラ」の構築、大学による電子ジャーナル購読への対応の期待と国の支援

9. 一般の人々のオープンアクセスに関する意見

新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見募集(H.22.1~2) 学術論文のオープン化に関する意見は1件(132件中)。その主旨は、「病気の人や 地方大学の研究者のために研究関連の情報をよりオープンにすべき」というもの

※科学技術基本計画(第4期)のパブリックコメント(H.22.10~11)には974件の意見が寄せられたが、事務局が取りまとめた主な意見には、オープンアクセス化に関するものは見当たらない。

→ (米国においては、オープンアクセスに関するパブリックコメント募集が行われたが)日本においては、一般の人々がオープンアクセスについて関心を持ち、また、意見を述べる機会に限られている。

米国においては、一般の人々の要求として、患者団体を通じた政策決定への影響力が大きい。また、個人としても治療のため学術論文を読みたいと意見も議会の証言やパブリックコメントで見ることができる(医療制度の違いも背景にある?)



10. オープンアクセス化に伴う、「起こるかも知れない」影響

1. 開発途上国の研究者などの世界的な学術研究活動への参入機会の拡大

これまで経済的理由から学術研究活動への参加が困難だった人々の論文発表の機会の拡大(Hindawiなど)。ただし、著者負担モデルの場合は研究資金が限られた者を排除する側面を持つ。

2. 国際的な競争力の観点からの批判

オープンアクセス化は、他国が米国の学術論文を入手し産業化を進め、米国の経済的競争力や雇用を脅かすという意見(Allan Adler, Association of American Publishers)。(米国において著作権法の文脈で語られるオープンアクセス化の問題の例)

3. 世界における我が国の学術研究活動の地位への影響

米国のオープンアクセス化に起因する日本の学術論文の相対的な地位の低下の懸念
米国政府が全ての分野の政府支援による研究成果(論文)のオープンアクセス化を義務化した場合、NSF支援の研究成果はオープンアクセス化され、科研費支援の研究成果はオープンアクセス化されないと、日本人の論文の引用が減少したり、日本の学術誌のIFが低下する可能性があるかも知れない(タイムズ社世界大学ランキングにも影響?)

→オープンアクセス化がもたらす影響について、研究対象として様々な角度から分析を加えることは興味深いことと考えられる。

11. オープンアクセス化のステークホルダー

日本

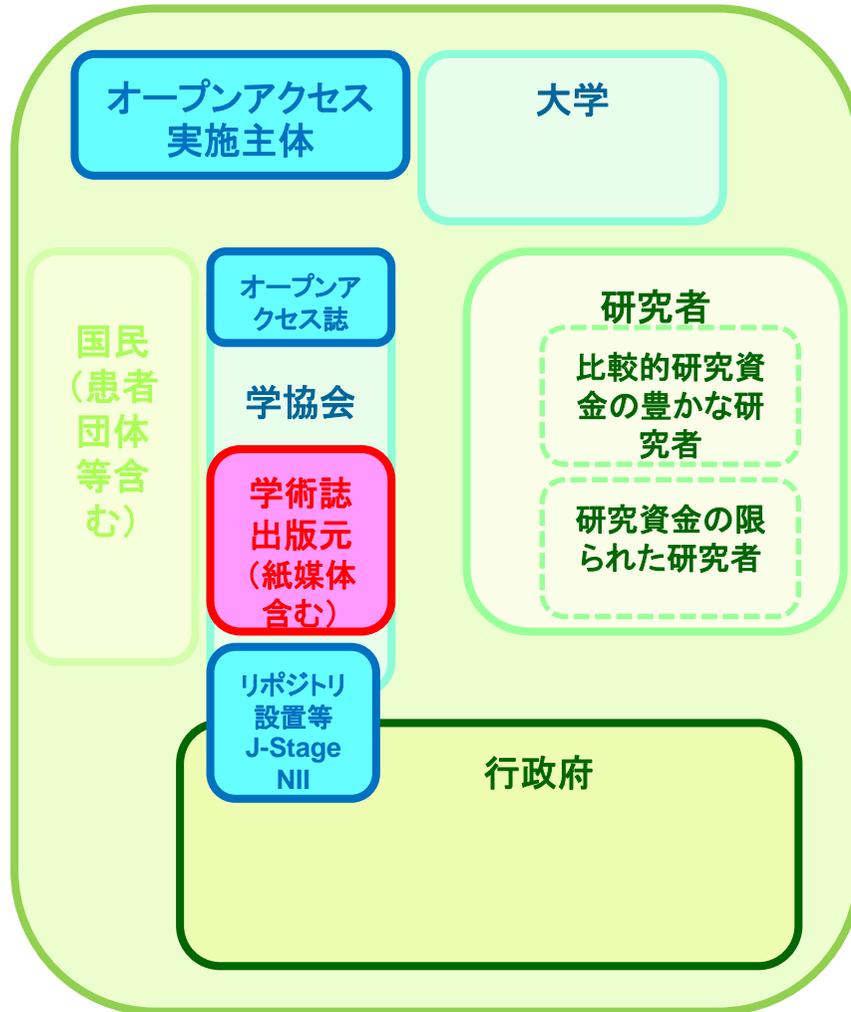
- ・ オープンアクセスの実施主体 (SPARC Japan、リポジトリ、学会、個人)
- ・ 大学(図書館運営主体として)
- ・ 研究者(比較的研究費に余裕がある研究者とそうでない研究者)
- ・ 学協会(オープンアクセス化、購読費モデル電子化、紙媒体)
- ・ 学術誌出版元(小規模な出版者が多い)
- ・ 国民(必ずしも幅広い声となっていない)
- ・ 行政府(文部科学省、NII、JST、ファンディング機関etc.)

海外(特に米国)

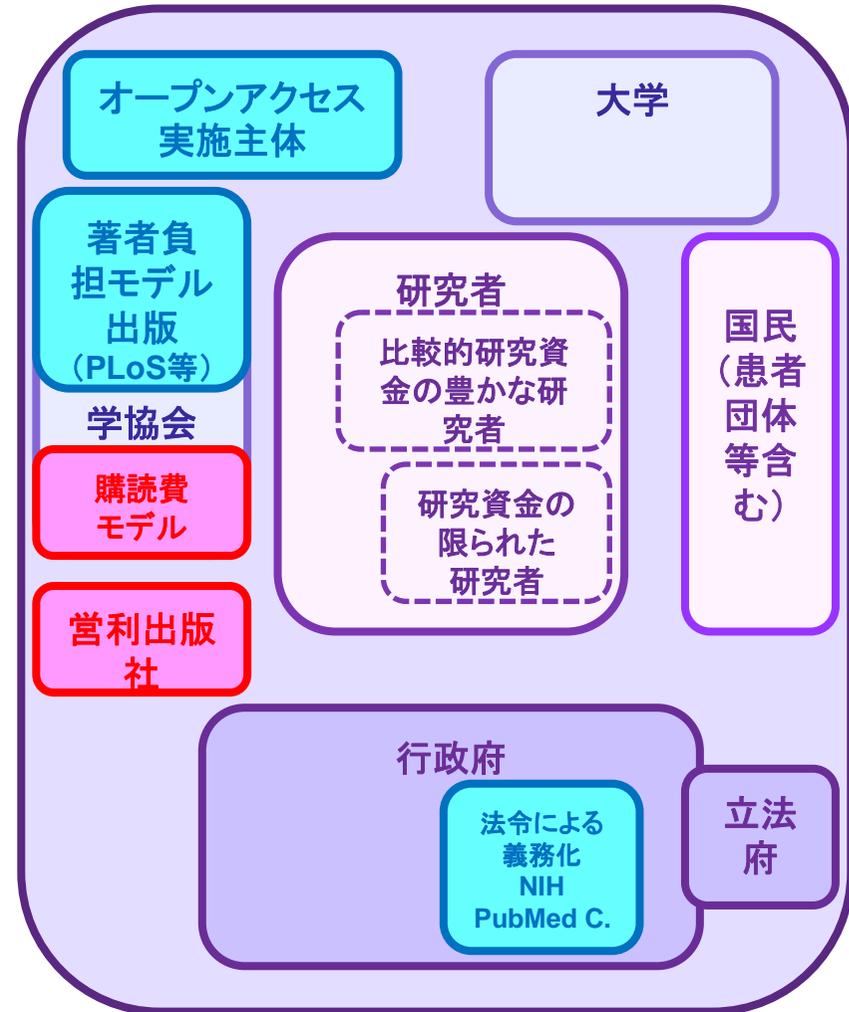
- ・ オープンアクセスの実施主体 (SPARC、リポジトリ、学会、個人)
- ・ 大学(図書館運営主体として)
- ・ 研究者(研究に重点を置く大学に所属し研究資金が比較的豊かな研究者、研究資金が限られた研究者)
- ・ 学協会(著者負担モデル、購読費モデル)
- ・ 営利学術出版社(大規模な出版企業を含む)
- ・ 国民(患者団体等を含む)
- ・ 行政府(NIH、他のファンディング機関)
- ・ 立法府

11. オープンアクセス化のステークホルダー

日本



海外(特に米国)



12. 政府のオープンアクセス化への関与

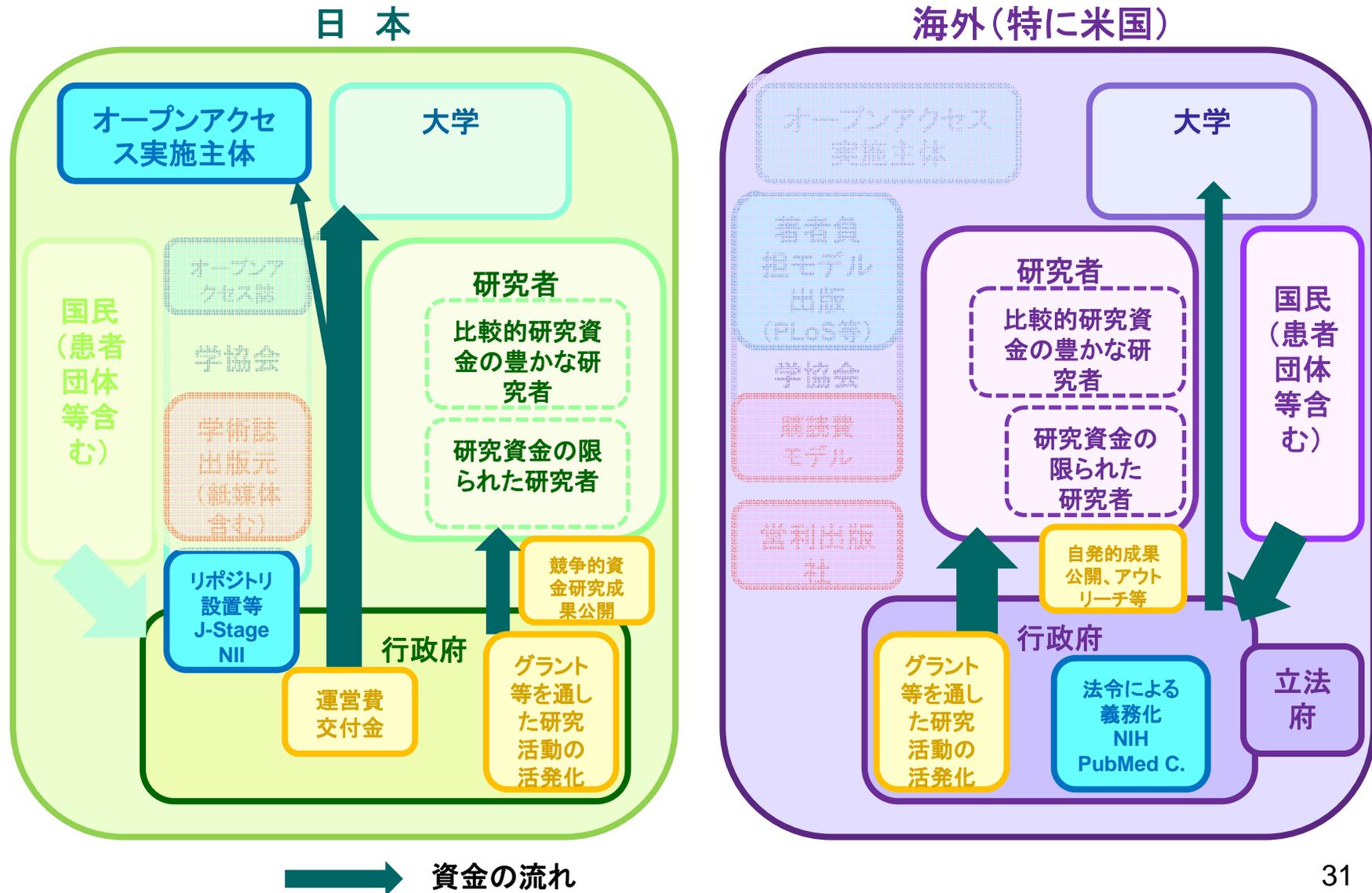
日本

- ・ リポジトリ設置、オープンアクセス化支援: J-Stage、NIIP学術情報流通基盤整備事業 (学協会の自発性に期待)
- ・ 研究支援: グラントによる研究支援
- ・ 大学への支援: 運営費交付金・私学助成 (+ 間接経費) により支援 → 国が図書館の運営に直接責任を持つ
- ・ 研究成果情報 (論文以外) の公開: NII KAKEN等

海外 (特に米国)

- ・ リポジトリ設置: PubMed Central。他の機関は検討中 (法令に基づく義務化)
- ・ 研究支援: グラントによる研究支援
- ・ 大学への支援: 米国の場合、連邦政府は間接経費などにより大学を支援
- ・ 研究成果情報 (論文以外) の公開: ファンディング機関により一部実施
- ・ 立法府における政策形成

12. 政府のオープンアクセス化への関与



13. 学術論文の出版に関連する資金の流れ(政府を除く)

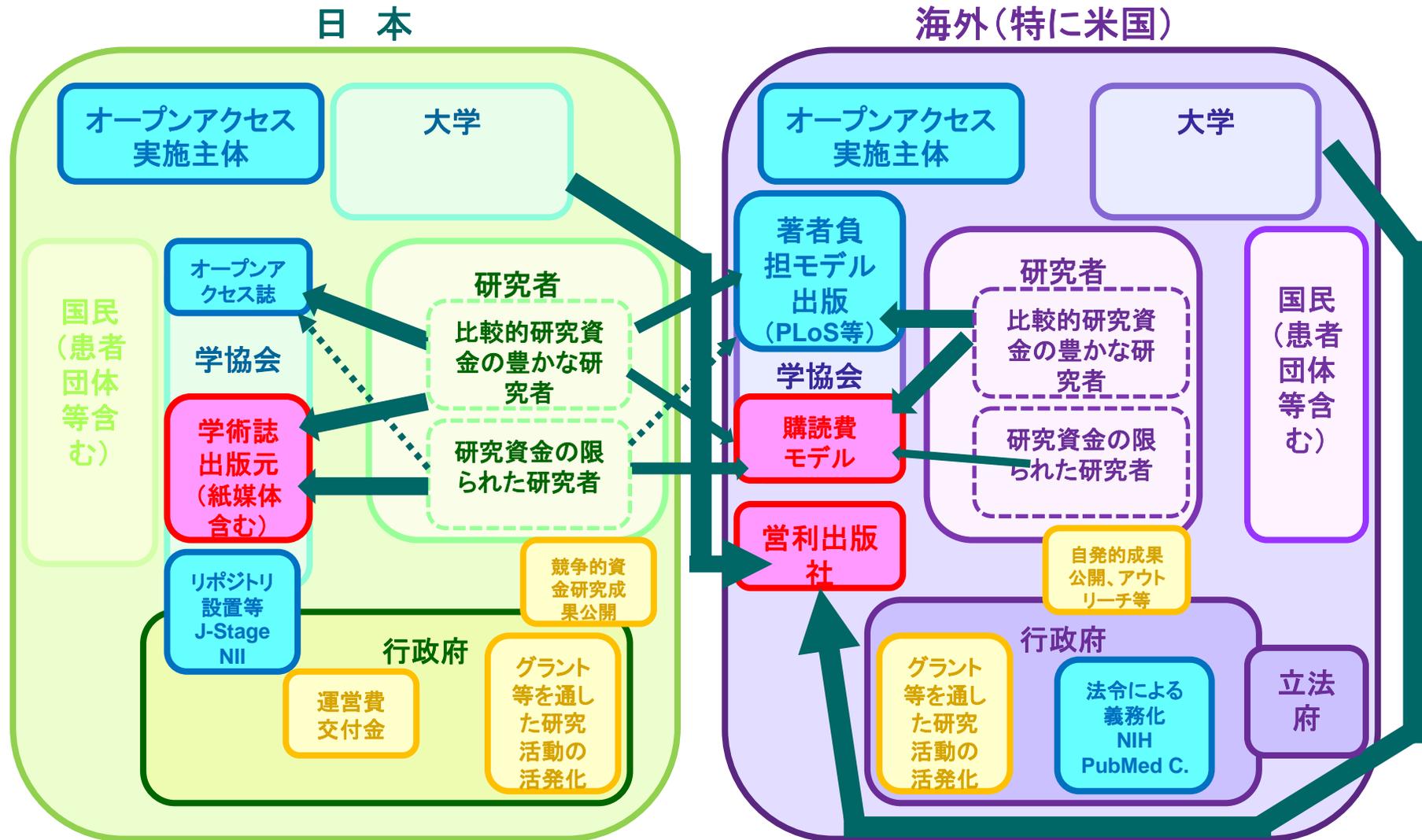
日本

- ・ **オープンアクセス実施主体**: 政府の支援や学協会の協力によりオープンアクセス化が進展
- ・ **著者負担モデル**: 学協会によっては導入が進められている状況
- ・ **購読費モデル**: 学協会を基盤として、幅広く適用。特に小規模な学協会では紙媒体の場合も多い。
- ・ **海外の学術誌の購読費**: 大学図書館、研究者の大きな負担となっている。

海外(特に米国)

- ・ **オープンアクセス実施主体**: Compact for Open-Access Publishing Equityなど、様々な試みが見られる
- ・ **著者負担モデル**: 拡大しつつあるが、投稿にかかる費用が研究者の負担となる可能性
- ・ **購読費モデル**: 従来からの購読費モデルが、学協会や企業による査読を含む学術出版全体を支えると言われている。図書館、研究者に大きな負担。

13. 学術論文の出版に関連する資金の流れ(政府を除く)



➡ 資金の流れ

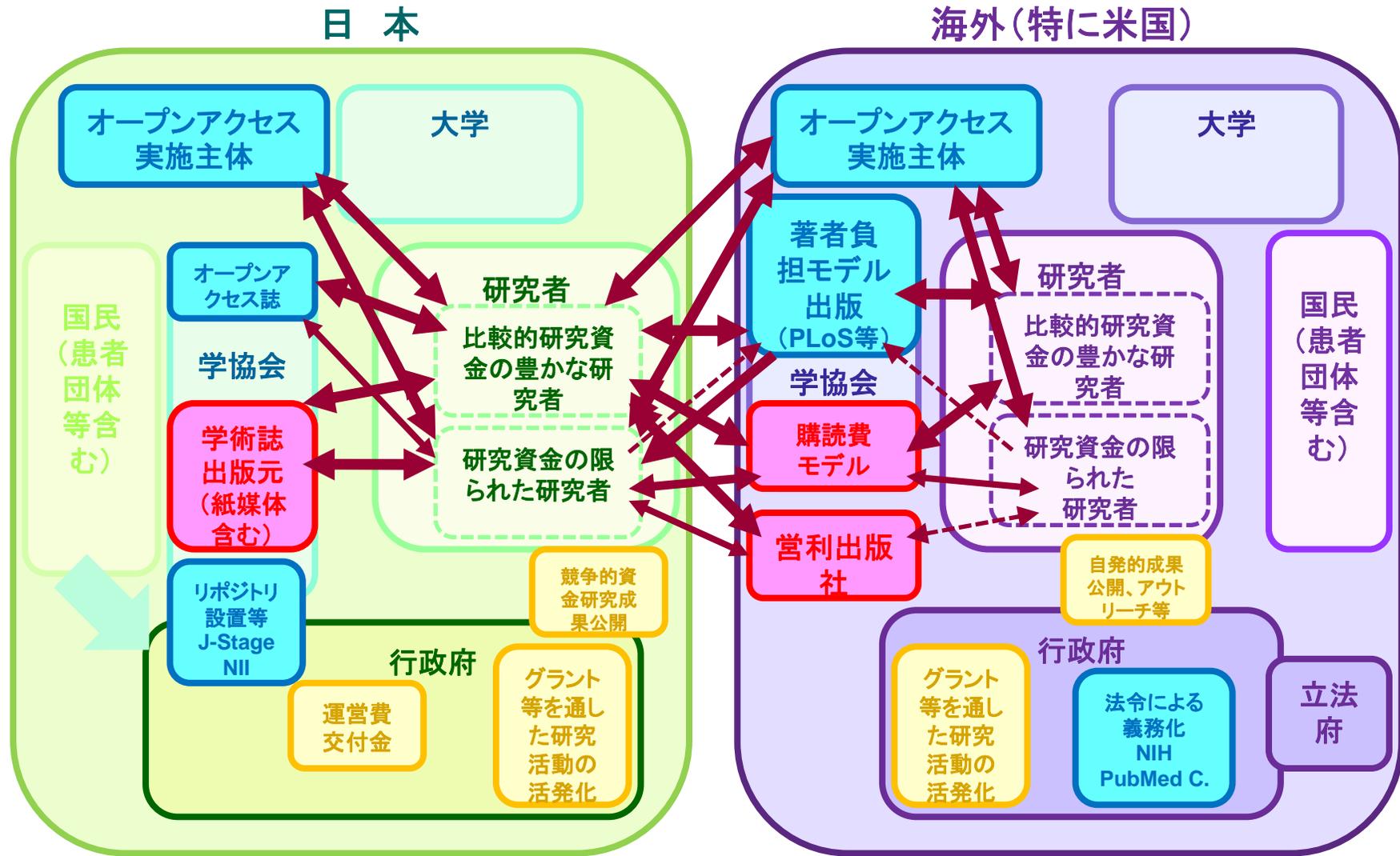
日本

- ・ **著者負担モデル**: 購読費モデルに代わるモデルとして、導入が行われている。
- ・ **購読費モデル**: 依然として大きな存在。特に比較的小規模な学協会においては、学会費と購読が一体化。
- ・ **政府による公開モデル**: J-Stage、NII等、学協会と協調的に政府が関与
- ・ **その他**: 機関リポジトリが活発に行われている

海外(特に米国)

- ・ **著者負担モデル**: 内外の研究者における利用が拡大しつつあり、査読の質についても高い評価も見られる。アクセスはオープンだが、投稿は、研究資金により制限される可能性もあり。
- ・ **購読費モデル**: 内外の研究者にとって依然として大きな存在。査読の質の確保がこのモデルが有効との根拠にもなっている。資金面の問題から、アクセスが制限される。
- ・ **政府による公開モデル**: PubMed Centralのモデルの他分野への適用が論議されている。著作権や査読の質の低下等の論議あり。
- ・ **その他**: 機関リポジトリを含む様々なモデルが提示されている。

14. 学術情報の流れと査読の質



➡ 学術情報の流れ

15. 我が国のオープンアクセス化において求めるべき価値とは？

